

懲戒処分公表等に関する規則

(平成十六年二月十九日規則第九十二号)

改正 平成二六年一月二日

(目的)

第一条 この規則は、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程(会規第六十号)第十条及び外国法事務弁護士等の懲戒処分の公告及び公表等に関する規程(会規第六十七号)第七条に基づく日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)による懲戒に関する処分の公表について、必要な事項を定める。

(相当性の基準)

第二条 連合会は、弁護士会の懲戒に関する処分の公表を相当とするか否かは、その弁護士会の意見を聴いたうえ、次の基準により判断する。

- 一 業務停止、退会命令及び除名の懲戒処分は、原則として公表する。
- 二 戒告の懲戒処分は、公表が弁護士等(弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び沖縄弁護士をいう。以下同じ。)及び弁護士会に對

- 1 -

する国民の信頼を確保するために特に必要である場合に公表する。

- 三 懲戒しない旨の処分については、当該弁護士又は弁護士法人が同意し、かつ、公表が弁護士等及び弁護士会に對する国民の信頼を確保するために必要である場合に公表する。

2 連合会の懲戒に関する処分の公表を相当とするか否かは、次の基準により判断する。

- 一 弁護士法(以下「法」という。)第五十九条に規定する審査請求又は法第六十四条第一項に規定する異議の申出に係る事案につき懲戒請求者が懲戒の請求をした弁護士会(以下「原弁護士会」という。)の懲戒に関する処分に対する審査請求又は異議の申出により、原処分が変更されなかつた場合には、原則として公表しない。

二 法第五十九条に規定する審査請求により、原処分を取り消し又は変更した場合には、前項第三号に準じて公表の可否を決する。

三 法第六十四条第一項に規定する異議の申出により、原処分を取り消し又は変更した場合には、変更された後の懲戒に関する処分の内容に従い、前項第一号又は

- 2 -

第二号に準じて公表の可否を決する。

四 原弁護士会が相当の期間内に懲戒の手續を終えないことについての異議の申出に対する処分は、原則として公表しない。

五 法第六十条に基づく懲戒に関する処分は、その内容に従い、前項各号に準じて公表の可否を決する。

六 外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に対する懲戒に関する処分は、その内容に従い、前項各号に準じて公表の可否を決する。

3 懲戒に関する裁判の公表を相当とするか否かは、次の基準により判断する。

一 裁決又は処分取消の訴が却下又は棄却された場合には、原則として公表しない。

二 裁決又は処分取消の訴が認容された場合には、原則として公表する。

4 連合会は、弁護士会の懲戒に関する処分について、弁護士会が既に公表しているときは、重ねて公表すべき必要のある場合に限り、公表する。

(公表の主体)

第三条 公表は、連合会の会長が行う。

(公表の時期)

- 3 -

第四条 公表は、懲戒に関する処分又は裁判の告知、言渡し又は送達があつた後、速やかに行う。

(公表の方法)

第五条 公表は、連合会の会長が指定した日時及び場所において、文書又は口頭で行う。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一月一八日規則第一六五号)

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国
弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関
する規則 第一条、第二条改正)抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。(後略)

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行)

- 4 -